

● 軽仮設材検収基準(軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

本資料は軽仮設リース業協会が制定、実施している軽仮設検収基準を転載したものであり、本基準にしたがって、整備、修理、廃棄が決定されることになる。

なお、ここに掲載した用語については次の基準によっている。

溶接……点付け溶接等で強度低下につながらず、修理可能なものは【修理項目】に分類し、強度低下につながるものや、他の物と溶接され、除去が困難なものは【廃棄項目】に分類する。

折れ曲がり……強度に影響がなく、矯正可能な程度の曲がりについては【修理項目】に分類し、強度に影響を及ぼすものや、矯正不可能な折れ曲がりについては【廃棄項目】に分類する。

錆……錆の発生がわずか(表面上だけ)で除去できるも程度のものは、ケレン対象とし【整備項目】

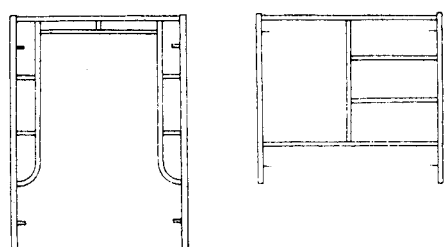
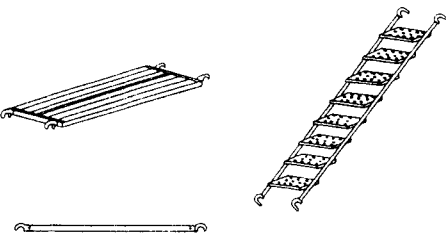
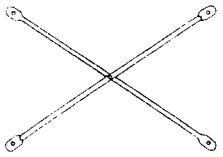
に分類する。また、錆の発生が著しく、部材内部にまで及んでいるものは【廃棄項目】に分類する。

亀裂……溶接接合部等に発生した亀裂や、穴あき等により裂けたものは【廃棄項目】に分類する。


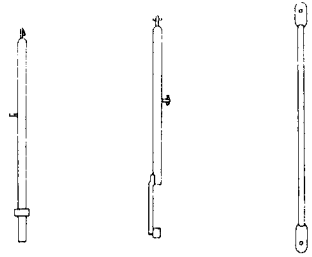
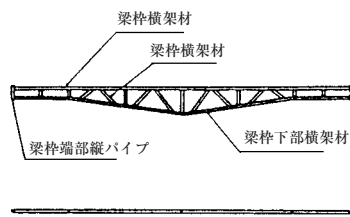
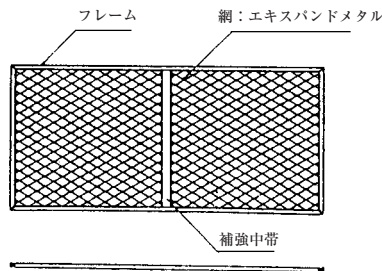
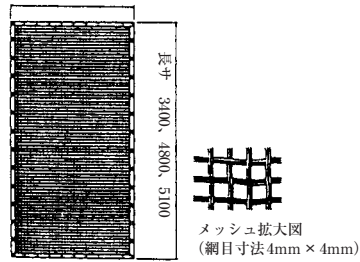
付着物……コンクリート・リシン・塗料等の付着(密着)が著しく、ケレン不能なものは【廃棄項目】に分類し、その他はケレン整備として【整備項目】に分類する。

凹み……肉厚未満の凹みについては、【修理項目】に分類し、肉厚以上の凹みについては、強度上問題があるため【廃棄項目】に分類する。

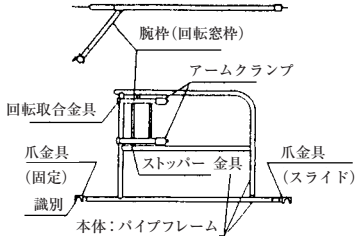
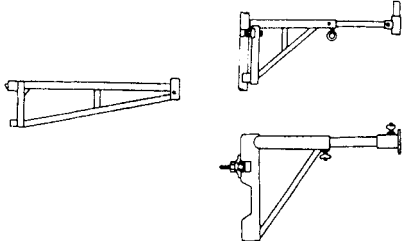
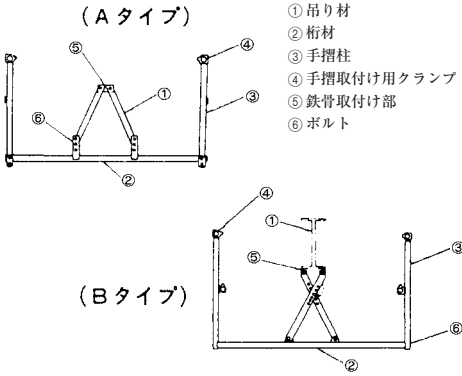

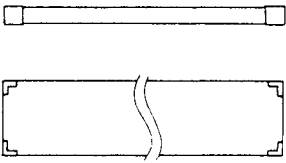
品名……軽仮設材損料算定表(建設省監修平成2年版)に記載の品種はその呼称による。

建柱・調整柱・簡易柱	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 ロックピン整備及び注油 ジョイント整備 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 小口の整備及び矯正 脚柱小曲がり矯正 ロックピン取替え 連結ピン用カンザシピン、割ピン補充 コンクリート、一般塗料及び樹脂系塗料等の附着の著しいもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 各材のよじれ、大曲がりのもの 小口の切断及びコンクリートの詰まり 小口のつぶれが大きいもの又は亀裂のあるもの パイプの折れ曲がり及び凹みの大きいもの 他の物と溶接又は加工されたもの 溶接部に亀裂のあるもの コーラール等の密着により点検不可能なもの 錆の著しいもの 	
板付布柱・段階	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 つかみ金具のロック整備 各部小曲がり矯正 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 布板補強材の再溶接 つかみ金具の取付けリベット又はロックが脱落のもの コンクリート及び樹脂系塗料等の附着の著しいもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 大曲がり及びつぶれ、折れ曲がったもの ツメ部の大曲がり及び亀裂のあるもの 床面が著しく凹んだもの、穴開き及び亀裂のあるもの 他の物と溶接または加工されたもの コーラール等の密着により点検不可能なもの 錆の著しいもの つかみ金具のとれたもの 	
筋違	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 小曲がり矯正 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート及び樹脂系塗料等の附着の著しいもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 大曲がり又は折れ曲がったもの つぶれが肉厚以上のもの リベット部に亀裂のあるもの 錆の著しいもの 	


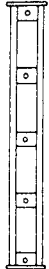
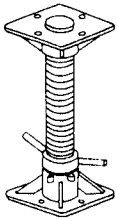
● 軽仮設材検収基準 (軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

ジャッキベース	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 ネジ部、ネジさらい及び注油 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> ベースの曲がり矯正 コンクリート附着の著しいもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 大曲がり又は折れ曲がったもの ネジ山の著しくつぶれたもの ネジ棒とベースが離れたもの ハンドルの折れたもの 棒ジャッキの差込み部をつぶれたもの 他の物と溶接又は加工されたもの 	
手摺柱・手摺	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 ロックピン点検 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> ロックピン交換 曲がりの矯正 コンクリート及び樹脂系塗料の附着 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な曲がり凹みの著しいもの 亀裂及び錆の著しいもの 	
梁 柱	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 ※但し、汚れ(附着物)の著しいものは特別ケレン整備とする 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 梁柱両端部縦パイプの小口潰れ 梁柱の小曲がり、反り、ねじれがある程度のも 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 梁柱横架材及び補剛材パイプの凹みが(3mm以上)肉厚以上のも 梁柱の曲がり、反り、ねじれ等の変形の著しいもの 梁柱両端部縦パイプの潰れの著しいもの 溶接部に亀裂があるもの 溶接跡が著しいもの、加工されているもの 錆の発生が著しく、内部まで及んでいるもの 	
金網養生 柱	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 フレーム及び中帯の小曲がり・ねじれのわずかなもの矯正 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> フレームと網の接合剥がれの小さなもの 網(エキスバンドメタル)の亀裂、損傷がある程度のも 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> フレームの曲がり、ねじれ、潰れ等変形の著しいもの フレームと網の接合剥がれの大きなもの 網(エキスバンドメタル)の亀裂、損傷の著しいもの 錆及び附着物が著しくケレン不能なもの 	
メッシュシート	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄機で除去出来ない付着物(ペンキ、リシン、コンクリート)は再ブラッシングで処理する 	<p>幅600~1800 (柱使用スパン各種)</p>  <p>メッシュ拡大図 (網目寸法4mm×4mm)</p>
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> メッシュの破損(穴切れ)の小さいもの 縫合箇所糸のほつれを有するもの 縁帯歯止めの脱落、変形しているもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> メッシュの焼け及び破損(穴切れ)の著しいもの 縁帯歯止めの損傷が著しいもの メッシュにコンクリート塗料、リシン、油脂等付着物の著しいもの 	

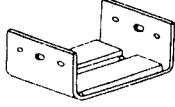
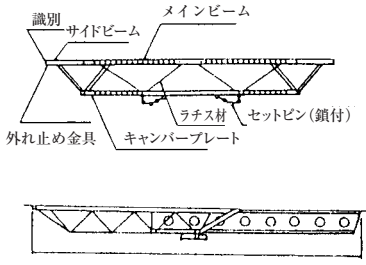
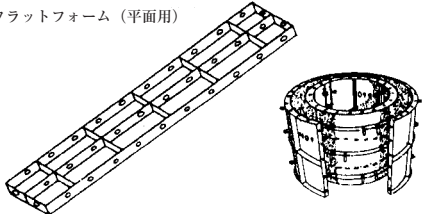
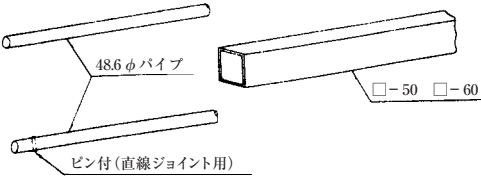
● 軽仮設材検収基準 (軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

階段開口部手摺柵	整備項目	・本体パイプフレーム腕枠に附着した付着物のケレン除去	
	修理項目	・爪金具の(スライド側)の曲がり, 変形, 異常のあるもの ・回転取合金具の損傷 (ボルトの折れ) 錆の発生状態の悪いもの ・アームクランプの損傷のあるもの, 脱落したもの	
	廃棄項目	・本体パイプフレームの曲がり凹み, 変形の著しいもの ・本体パイプフレーム溶接部の亀裂の大なるもの ・爪金具の曲がりの著しいもの, 亀裂のあるもの, ロックがないもの ・腕枠の曲がり凹み, 変形の著しいもの, 欠損のあるもの ・他の物と溶接加工したもの, 錆の発生の著しいもの ・コンクリート附着の著しいもの	
ブラケット	整備項目	・ケレン整備 ・注油 ・小口, クランプ他点検	
	修理項目	・抜け止めボルト取替 ・クランプ取替 ・樹脂系塗料の附着	
	廃棄項目	・本体の変形又はよじれ ・パイプの折れ曲がり, 及び凹み ・溶接部に亀裂のあるもの ・他の物と溶接加工したもの ・差し込み管又は本体だけのもの ・樹脂系塗料等の密着	
吊り柵	整備項目	・ケレン整備 ・曲がり矯正 ・ネジ部注油	
	修理項目	・吊り材の交換 ・鉄骨取付け部の交換 ・手摺柱の交換 ・手摺取付け用クランプの交換 ・ボルトの交換 ・樹脂系塗料及び一般塗料の附着が著しいもの	
	廃棄項目	・吊り材や, パイプに修理をする事が不可能な程の変形や, 亀裂の生じたもの ・吊り材やパイプに錆が生じ, かつ腐食が内部にまで及んだもの ・溶接跡の著しいもの	
軽量長尺足場板	整備項目	・ケレン整備	
	修理項目	・妻板凹み直し ・各部小曲がり矯正 ・コンクリート等の附着の著しいもの ・各部再溶接 ・スベリ止め防止材の脱落したもの	
	廃棄項目	・大曲がり, つぶれ及び折れ曲がったもの ・床板に亀裂のあるもの ・他の物と溶接又は加工されたもの ・コーラタール・樹脂系塗料の密着したもの ・錆の著しいもの	
合板足場板	整備項目	・ケレン整備	
	修理項目	・角金具の取替え ・コーラタール, 樹脂系塗料等の附着の大きいもの	
	廃棄項目	・外観検査により欠陥があるもの ・コーラタール, 樹脂系塗料等の密着したもの ・水分を含んだ為に重くなったもの(新品重量の2割以上)	

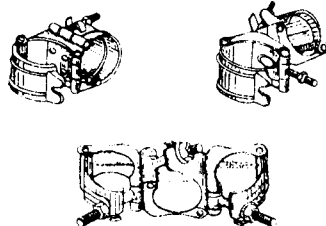
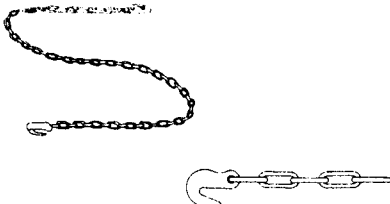
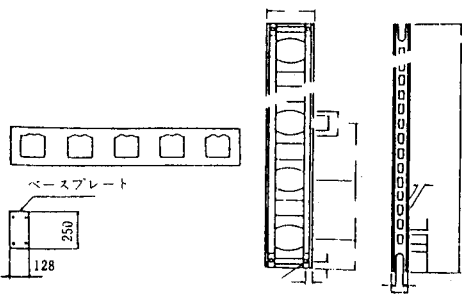
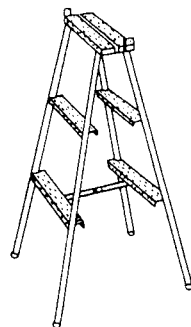
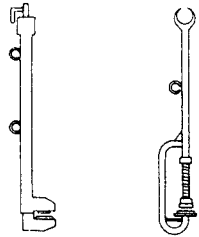
● 軽仮設材検収基準 (軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

パイプサポート	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 調節ネジ整備 差込管, 腰管の小曲がり矯正 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 受け板, 台板の矯正 支柱ピンの脱落 キャップの脱落 ハンドルの破損又は脱落 折れ曲がりでない矯正可能な曲がり直し コンクリート等附着の著しいもの 調整メネジの脱落 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 差込管に亀裂, 凹み, ピン穴の変形の著しいもの 調節オネジの亀裂, つぶれ, 溝穴の変形の著しいもの 腰管に亀裂, 凹み, 曲がりの著しいもの 受け板, 台板の脱落 差込管が腰管をスライドしないもの 差込管又は腰管だけのもの 矯正不能な大曲がり コンクリートの大詰まり 他の物と溶接又は加工されたもの 錆の著しいもの 	
四角支柱 (ユニット柱)	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 プレート部の点検整備 補強材の点検整備 柱パイプの点検整備 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> プレート部の点検手直し 解体費用 (ユニット柱に他のユニット柱もしくはジャッキ又は梁受金具がセットされたもの) コンクリート及び塗料等附着の著しいもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 柱パイプの曲がりの著しいもの 柱パイプの打痕及び鋭角的なもの 柱パイプの錆の著しいもの プレート部他の溶接加工されたもの プレート部の変形又は損傷 プレート部の溶接はがれ 溶接跡のあるもの 除去できないコンクリート等の密着 	
四角支柱 (ベースジャッキ)	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> 親ネジ部 } ケレン点検整備及び注油 ナット部 } ベース部 コンクリート等の附着点検 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 親ネジ部 } ネジ部他交換可能なもの ナット部 } ベース部 変形補修の可能なもの コンクリート及び塗料等の附着の著しいもの ハンドルの損傷あるもの, 脱落したもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 上記箇所の変形著しいもの 上記箇所の変形補修不可能なもの 他のものと溶接又は加工されたもの ハンドルの折れたもの コンクリートの密着したもの プレート部の変形溶接されたもの 	

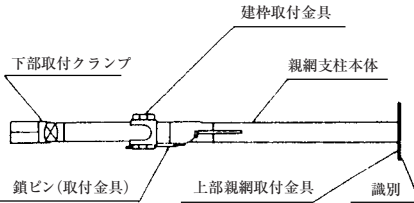
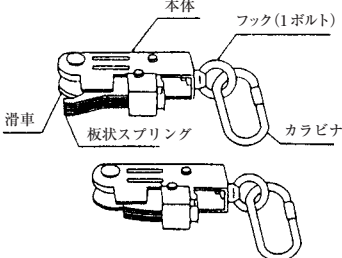
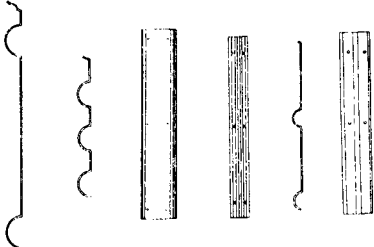
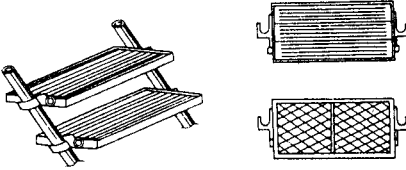
● 軽仮設材検収基準 (軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

四角受金具	整備項目	・ケレン点検整備	
	修理項目	・変形 (点検) ・コンクリート等の附着の著しいもの	
	廃棄項目	・変形、錆の著しいもの ・その他溶接加工されたもの	
軽量ビーム	整備項目	・ラチス材等の小曲がり	
	修理項目	・セットピン又はクサビ (鎖付) の損傷の著しいもの脱落したもの ・キャンバープレートの損傷の著しいもの脱落したもの ・キャンバープレートの鎖の発生著しいもの ・外れ止めボルト損傷が著しいもの破損脱落したもの ・ビーム本体に附着したコンクリートのケレン	
	廃棄項目	・本体ビームの曲がり変形の著しいもの ・サイドビームの抜き差し作動の不能なもの ・ビーム本体の小口亀裂のあるもの ・溶接加工跡の著しいもの ・錆の発生著しいもの、コンクリート等の附着の著しいもの ・爪部の損傷の著しいもの	
鋼製型枠 (円形型枠を含む)	整備項目	・ケレン塗装 (整備修正後、直し部分にノビが発生しないもの)	<p>フラットフォーム (平面用)</p> 
	修理項目	・リップ小曲がり直し ・両面凹凸直し ・セバ穴埋 (4ヶまで) ・ソリ修正 ・リップと面板の溶接 ・表面又は裏面にコンクリート及び雑物が著しく附着しているもの ・Uクリップ又はボルト等で連結されたもの	
	廃棄項目	・ガス切断したもの ・逆ソリ、大曲がり (リップの伸びたもの) ・ガス穴及びドリル穴16mm以上のもの ・リップ破損大のもの ・面板の一部の凹み大のもの ・附着物の除去困難なもの ・他の物を溶接又は加工したもの	
丸パイプ・角パイプ (口50・口60)	整備項目	・ケレン整備 ・小口の整備	
	修理項目	・曲がり矯正 ・小口の開き ・小口の裂け ・コンクリート詰まり及びコンクリート附着のあるもの ・カンザンピン取替え	
	廃棄項目	・大曲がり ・折れ ・中間の凹み ・中間のガス穴 ・中間の裂け ・コンクリートの詰まり ・サビの大なるもの ・焼コゲの大なるもの ・ペンキ密着の大なるもの ・足代用鋼管以外のパイプ ・1m以下に切断されたもの ・他の物に溶接又は加工されたもの	

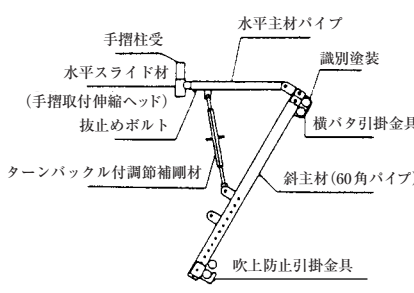
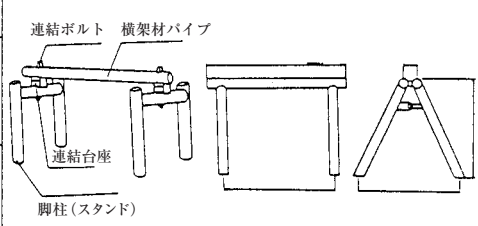
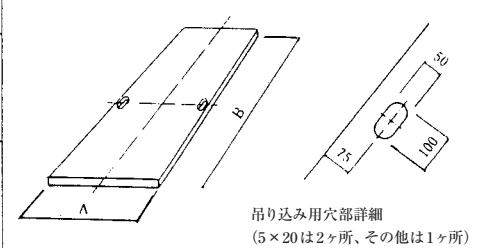
● 軽仮設材検収基準 (軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

ク ラ ン プ	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 その他点検 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 本体・ふたの変形の小さいものの矯正 爪部の潰れ等変形の小さいものの調整 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> ボルト、ナット部損傷 本体フタ部変形 コンクリート及び樹脂系塗料の附着の著しいもの 錆の著しいもの 	
足 場 チ ェ ー ン	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 リンク及びフック部の点検 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> フック曲がり 汚れの取り除き 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> チェーン切断 フック破損及び変形 コンクリート及び塗料等の密着 フックやリングに亀裂のあるもの フックやリングに錆の発生が著しく、内部まで進んでいるもの 溶接加工跡の著しいもの 	
大 型 型 枠 用 ビ ーム	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> 本体、ベースプレート等に附着した附着物をケレン除去する 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> ベースプレートの取付け穴ふかし加工 特に附着物の著しいもの 本体の小曲がり、リブプレートの小曲がりの矯正 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 本体の曲がり、変形の著しいもの亀裂が大なるもの ベースプレート部の曲がり、変形の著しいもの、亀裂があるもの 溶接、加工跡の著しいもの、錆の発生が著しいもの 附着物（特にコンクリート）の著しいもの（ケレン不能） 	
脚 立 （ 踏 板 付 ）	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 開き止めの破損 本体の歪み及び脚柱の小曲がり矯正 天板の蝶番及びストッパーの破損 脚端具（ゴム栓）の破損、脱落 樹脂系塗料の附着多いもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 脚柱の折れ及び凹みの著しいもの 天板、踏材、及び開き止めが脱落したもの 溶接の剝がれたもの又は亀裂の入ったもの 錆の著しいもの 他の物と溶接されたもの 	
ス タ ン シ ョ ン	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 ネジ部注油 小口矯正 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> ゴムパッキン交換 フックボルト交換 ストッパーピン交換 コンクリート（トラテープ）等附着物の著しいもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 本体変形曲がり著しいもの パイプ部の凹み、ツブレ ネジ部スライド損傷 他のものと溶接されたもの 	

● 軽仮設材検収基準 (軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

親網支柱	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> 支柱本体等に附着した附着物はケレン用具にてケレンする 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 上蓋固定鎖ピンの損傷脱落のあるもの 下部取付けクランプの損傷異常のあるもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 支柱本体の曲がり凹み変形の著しいもの 親網取付け金具の変形の著しいもの亀裂のあるもの 建枠取付け金具の潰れ変形噛み合せ部に異常のあるもの 溶接, 加工跡の著しいもの錆の発生の著しいもの 	
親網緊張用自在滑車横移動用安全滑車	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> 本体の附着した附着物はワイヤーブラシ布きれ等で除去する。特に錆による性能の低下が考えられるのできれいに拭き取った後、スプリング及び滑車作動部に注油する 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> カラビナの損傷の著しいもの, 脱落したもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 本体の潰れ, 変形の著しいもの 板状のスプリングに異常のあるもの 滑車の作動状態に異常のあるもの フック変形の著しいもの, 亀裂のあるもの 錆の発生が著しく, 作動しないもの 	
仮囲鉄板	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> 一般ケレン整備 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> 角のめくれ直し 軽微な曲がり フックボルト又は番線の取外し 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な曲がり及び錆の著しいもの 切断, 穴開け等の加工したもの 他のものと溶接加工したもの コンクリート及び塗料附着の著しいもの フックボルト取付穴の亀裂等, 損傷の著しいもの 	
自在ステップ	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ケレン整備 締付ボルト及び金具の点検 クランプ部の点検 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> ボルト金具の交換 クランプの交換 コンクリート及び樹脂系塗料等の附着 ふみ板部の曲がり修正 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> 踏板の曲がり凹みの著しいもの及び亀裂のあるもの コンクリート等の密着 他のものと溶接加工されたもの 各部品交換不可能なもの 	

● 軽仮設材検収基準 (軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

法 面 足 場	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平、斜め主材、水平スライド材等に附着した附着物 ・ ケレン除去 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抜け止めボルトの損傷の著しいもの、脱落したもの ・ ターンバックル付調節補剛材の異常、欠損のあるもの（曲がり、ネジ管の潰れ） ・ 上下引掛け金具、各種取付ボルトの異常脱落 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平、斜め主材の曲がり凹みの著しいもの、亀裂のあるもの ・ 水平スライド材の曲がり変形の著しいもの、亀裂のあるもの ・ 水平スライド材の手摺柱受けパイプの小口潰れが著しく亀裂のあるもの ・ 抜け止めボルト受けナットの損傷の著しいもの、脱落亀裂のあるもの ・ 溶接、加工跡の著しいもの、錆の発生のあるもの 	
カ ー ト 馬	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ ショットケレン整備 ・ 塗装 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡ボルト、ナットの損傷・脱落 ・ 連座台座の損傷・脱落 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脚柱、横架材、パイプの欠損したもの ・ 脚柱、横架材の曲がり凹み変形の著しいもの ・ 錆の発生が著しいもの、亀裂のあるもの ・ コンクリート等附着物が著しいもの（ケレン不能） 	
敷 鉄 板	整備項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体に附着した泥、土等は水洗い洗浄し除去する 	
	修理項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体の曲がり、反りのある程度迄のもの（プレス矯正） ・ 他の物と溶接されたもの 	
	廃棄項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体の曲がり凹みの著しいもの ・ 本体の変形（ネジれ反り）の著しいもの溶接継ぎ足し、穴開けの大なるもの ・ 本体のガス切断されたもの、割れの発生したもの 	

● 軽仮設材検収基準(軽仮設リース業協会検収基準抜粋)

鉄板(鋼板) リース整備統一条件

< 関東地区鉄板(鋼板) リース業協議会制定 >

1. ケレン料

鉄板サイズ	1枚につき
3×6	定額
4×8	〃
5×10	〃
5×20	〃

(注) 特殊ケレン料(コンクリート, アスファルト付着等)は別途実費精算。

2. 曲り修理代

鉄板重量1トンにつき定額

(注) 検収基準

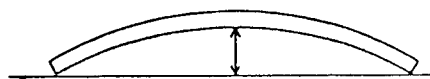
検収基準

5×20→50m/m以上

5×10→30m/m 〃

4×8→25m/m 〃

3×6→20m/m 〃



5×20→30m/m以上

5×10→30m/m 〃

4×8→25m/m 〃

3×6→20m/m 〃

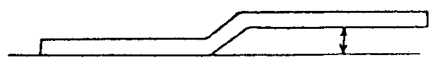


5×20→30m/m以上

5×10→30m/m 〃

4×8→25m/m 〃

3×6→20m/m 〃



5×20→30m/m以上

5×10→30m/m 〃

4×8→25m/m 〃

3×6→20m/m 〃



以上が曲り修理代の対象となる。

3. 付着物取外し料

(イ) 丸棒, アングル等溶接物のガス熔断

1m未満 1本につき 定額

1m以上 1mにつき 〃

(ロ) ワイヤ, シャックル等の取外しは別途精算する。

4. 切断の形状, 寸法等により実費精算。

5. 紛失, 埋殺し等による返却不能の場合の弁償単価はリース契約に決める。